

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の県営土地改良事業の土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により、同計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第87条の3第7項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に静岡県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、静岡県を被告として、計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に取消しの訴えを提起することができる。

令和6年4月9日

静岡県知事 川勝平太

関係市町名 事業名 地区名	縦覧場所	縦覧期間
島田市 農地中間管理機構関連 農地整備事業 南原地区	志太榛原農林事務所	令和6年4月9日から 令和6年5月9日まで